

ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 この規程は、法人本部、東京都市大学附属中学校・高等学校、東京都市大学等々力中学校・高等学校、東京都市大学塩尻高等学校、東京都市大学附属小学校及び東京都市大学二子幼稚園（以下「設置学校等」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合に速やかに対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、教育職員、事務職員、非常勤職員及び委託契約職員（以下「職員」という。）、生徒、児童、園児等就学するすべての者（以下「生徒等」という。）及び生徒等の保護者並びに職務上の関係を有する関係業者等（以下「関係者」という。）当該学校に関係する全ての関係者間のハラスメント行為を対象とする。

(定義)

第3条 この規程において、「ハラスメント」の定義を、以下のように定める。

ハラスメントとは、教育、研究等をはじめとする業務において、相手の意に反する性的、威圧的、侮辱的、その他の言動により、相手を不快にさせる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員、生徒等及び関係者が相手を不快にさせる性的な言動を行うことにより、就労上又は修学上の不利益又は環境が害されること。

(2) パワー・ハラスメント

修学上又は就労上の力関係を利用して、不適切な言動、指導を継続して行い、相手に大きな精神的、肉体的苦痛及び困惑を与える行為。

2 ハラスメントとなり得る具体的な言動等の例については、別に掲げる。

(所属長等の責務)

第4条 法人本部代表者及び当該学校長（以下「所属長」という。）及び管理職は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 所属長は、日常の業務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせるよう務めなければならない。

(防止対策委員会)

第5条 ハラスメント防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

2 委員長は、法人本部総務グループ担当理事とする。

3 委員は、法人本部総務グループ計画担当部長、課長及び委員長の指名した者とする。

(相談窓口)

第6条 所属長は、ハラスメントに対応するため、設置学校等にハラスメント相談窓口を設置する。

- 2 前項のハラスメント相談窓口相談員を置く。
- 3 相談員は、設置学校ごとに、所属長がそれぞれ指名するものとする。
- 4 相談員は、申し込まれた事項を防止対策委員会に速やかに報告するものとする。

(調査委員会)

第7条 防止対策委員会は、設置学校等の相談員から報告があった事項について、所属長に命じて、その調査を行う調査委員会を当該学校内に設置する。

(措置)

第8条 調査委員会は、前項調査の結果について、防止対策委員会に報告する。

- 2 防止対策委員会は、報告に基づき、当該就業規則及び学則に基づく処分等必要な措置を所属長に命じる。

(所管部署)

第9条 この規程の所管部署は、法人本部総務グループ計画担当（人事）とする。

(その他)

第10条 この規程によらざる事項が生じた場合は、法人本部及び当該学校長が協議のうえ判断する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常務会の議を経て法人本部代表者が行う。

付 則（平成26年2月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「セクシャル・ハラスメントに関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」は廃止する。